

答申第 2 8 1 号

平成 17 年 10 月 20 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 3 月 8 日付けで諮問された事業所建築確認申請書一部非公開の件（諮問第 328 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の建築物に係る建築確認申請書及びその添付図書のうち、実施機関が非公開とした部分は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の建築物（以下「本件建築物」という。）に係る建築確認申請書（以下「本件申請書」という。）及びその添付図書（以下「本件申請書等」と総称する。）について、神奈川県知事が、平成17年1月7日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件建築物は当初の建築確認申請に記載された構造と異なるものであると考えられるので、その構造を確認するために本件申請書等を情報公開請求したが、非公開とされたため、本件建築物の構造が確認できない。設計者の技術のノウハウなどを守るため非公開となるのであれば、公益に反したことや法令に反したことを行っても事実が解明できないことになるので、このような場合には、たとえ非公開情報があったとしても、公益を確保するために公開すべきである。

イ 本件建築物は、一般民家等ではなく、建物全体に客が自由に出入りできるような業種の店舗である。また、本件建築物に関するホームページには、店舗内の写真が掲載されている。したがって、本件申請書等を公開しても、本件建築物の建築主（以下「本件建築主」という。）にとって不利益はない。本件建築物の設計者（以下「本件設計者」という。）にとっても不利益はない。

ウ 本件建築物には危険物の保管場所もなく、海岸の玉石を勝手に使用するなど、公益を害している。

3 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件申請書等について

本件申請書等は、建築主事が建築基準法第 6 条の規定に基づき確認処分を行った本件建築物の新築に係る本件申請書及びその添付図書である。本件建築物については、本件処分後、計画変更確認申請がなされている。

本件申請書等のうち、次のアからカまでに掲げる情報は神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 2 号に該当するため非公開とした。

- ア 本件申請書の申請者(以下「本件申請者」という。)及び本件設計者の印影(以下「本件印影」と総称する。)
- イ 建築確認書第二様式(第四面)建築物別概要の「居室毎の機械換気設備」及び「天井裏等への処置」
- ウ 使用建築材料表の表 1 及び表 2
- エ 断面図、立面図、平面図、基礎壁配筋図及び凡例
- オ 開口部、休憩室・事務室及び湯沸室・物置の仕上表
- カ 排煙計算(以下イからカまでの情報を「本件設計図書等」と総称する。)

(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 本件印影は、偽造され悪用されるおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号に該当する。

イ 本件設計図書等について

(ア) 本件設計図書等は、本件設計者が相当の報酬を支払う依頼主のために提供する知的財産である。また、本件設計者が計画地の地理的条件や土地利用規制の内容を踏まえ、依頼主の様々な要望を満たすため、本件設計者の長年の経験、専門的な知識及び技能並びに創意工夫を凝らし創作した知的財産であり、設計内容の質にかかわらず本件設計者は本件設計図書等について、人格上及び財産上の権利を有する。

東京高裁平成元年(行コ)第 69 号事件の平成 3 年 5 月 31 日判決の考え方からも、本件設計図書等は著作物であり、著作権法(以下「法」という。)第 18 条の公表権を有すると認識している。

また、本件設計図書等は、本件建築主が建築確認を求めて建築主事に対して提出した書類であり、著作者である本件設計者が県に提供したも

のではないので、法第 18 条第 3 項は適用されないと判断した。さらに、本件設計図書等には、建築基準法上、提出の必要のない図書が添付されている。本件設計図書等は、本件建築物を建築するために作成するものであり、建築確認申請のために作成するものではないため、提出の必要のない図書が建築確認申請の際に添付されて提出されることを本件設計者が想定していたかどうかについては断言できない。

(イ) 平面図、立面図及び仕上げ表(以下「本件平面図等」と総称する。)については、本件建築主が店舗である本件建築物を経営する上で有している独自の営業ノウハウを基に設計が行われたと考えられる。

本件建築物は店舗であるが、客が自由に出入りできない場所もあり、本件建築物に関するホームページに本件建築物内部の写真は掲載されているものの、平面のレイアウトや大きさ等は示されておらず、既に公表されているとはいえない。

また、本件平面図等が公開されると、同様の建築物の建築を検討している者によって、さらに良い建築物を建築する際の参考にされてしまうので、本件建築主の競争上の地位を害するおそれがある。

(ウ) したがって、本件設計図書等は、公開することにより、本件設計者及び本件建築主の競争上の地位を害するおそれがあり、条例第 5 条第 2 号に該当する。また、同号ただし書には該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭により意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開

することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 本件印影について

(ア) 当審査会が確認したところ、本件申請書等のうち、本件申請書の申請者欄には本件建築主である本件申請者の印が、また、本件申請書の設計者欄及び設計図書の設計者欄には本件設計者の印が、それぞれ氏名とともに押印されていることが認められる。したがって、本件印影は、事業を営む個人の事業に関する情報であると認められる。

(イ) 実施機関は、印影は偽造され悪用されるおそれがあることから、条例第5条第2号に該当すると説明している。

しかしながら、印影の公開と印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではなく、また、本件申請者及び本件設計者の氏名はすでに公開されている。

したがって、本件印影を公開することにより、本件申請者及び本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

ウ 本件設計図書等について

(ア) 実施機関は、本件設計図書等は本件設計者が長年の経験、専門的な知識及び技能並びに創意工夫を凝らし創作した知的財産であり、設計内容の質にかかわらず本件設計者は本件設計図書等について、人格上及び財産上の権利を有するため、公開することにより、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明している。

しかし、本件設計図書等は本件設計者が長年の経験、専門的な知識及び技能並びに創意工夫を凝らし創作したものであると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、当審査会においても、そのような判断には至らないことから、本件設計図書等は本件建築主が営む業種の店舗に関する一般的な図面であると評価するほかはない。

したがって、本件設計図書等を公開することにより、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められ

ない。

また、実施機関は、本件設計図書等は本件建築主が建築確認を求めて建築主事に対して提出した書類であり、著作者である本件設計者が県に提供したものではないので、法第 18 条第 3 項は適用されないと判断したと説明している。

しかし、本件設計図書等は、本件建築主の代理人としてではあるが、本件設計者自身が建築主事に提出しており、その際、別段の意思表示がなされた事実も認められないことから、法第 18 条第 3 項第 3 号の規定により、本件設計者は条例の規定に基づき公開することについて同意したものとみなすことができると判断する。

(イ) 実施機関は、本件平面図等は本件建築主が店舗である本件建築物を経営する上で有している独自の営業ノウハウを基に設計が行われたと考えられ、また、公開されると、同様の建築物の建築を検討している者がさらに良い建築物を建築する際に参考にされてしまうので、本件建築主の競争上の地位を害するおそれがあると説明している。

しかし、本件建築主が有している独自の営業ノウハウを基に本件平面図等が設計されたものであると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、当審査会においても、そのような判断には至らないことから、本件平面図等は本件建築主が営む業種の店舗に関する一般的な図面であると評価するほかはない。

また、本件建築物は本件申請書等による建築確認後、計画変更を行っていることから、現在の建築物は本件申請書等に基づく建築物ではない上、本件建築主は建築物内の様子を本件建築物に関するホームページに掲載していることが認められ、さらに、本件建築物のような店舗であれば、ほとんどの場所に客が自由に出入りできると考えられる。

したがって、本件平面図等を公開することにより、本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(ウ) 以上のことから、本件設計図書等は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。

(3) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められたものであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 付言

実施機関は、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書の「公開することができない部分及び理由」欄に記載のない部分をも非公開としているが、実施機関においては、今後、このようなことがないよう、適切な公開に努める必要がある。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------|--|
| 平成 17 年 3 月 8 日 | 諮問 |
| 3 月 11 日 | 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 4 月 28 日 | 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 5 月 9 日 | 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 5 月 23 日 (第 46 回部会) | 審議 |
| 6 月 17 日 | 指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 |
| 7 月 22 日 (第 48 回部会) | 審議 |
| 10 月 11 日 (第 49 回部会) | 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|-------|-------------|------------------|
| 金子 正史 | 同志社大学教授 | 会長職務代理者 |
| 沢藤 達夫 | 弁護士（横浜弁護士会） | |
| 鈴木 敏子 | 横浜国立大学教授 | 部 会 員 |
| 竹森 裕子 | 弁護士（横浜弁護士会） | |
| 玉巻 弘光 | 東海大学教授 | 部 会 員 |
| 千葉 準一 | 首都大学東京教授 | |
| 堀部 政男 | 中央大学教授 | 会 長 （部会長を兼ねる） |

（平成17年10月20日現在）（五十音順）